

## 知事発言要旨

- 本県では、4月20日からまん延防止等重点措置を、8月2日より緊急事態措置を要請いたし、県民、事業者の皆様には不要不急の外出自粛や営業時間の短縮など、様々な御協力をいただいています。
- 一方、本県の1日当たりの新規陽性者数は8月3日から1,000人を超える日が続いており、本日も1,400人に達しそうな状況であります。これまでとは比較にならないペースで感染が拡大をしています。
- 昨日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、緊急事態宣言の期間延長と基本的対処方針の一部変更が決定をされました。
- 変更された基本的対処方針においては、デルタ株に置き換わりが進み、急速に感染が拡大をしていることを踏まえ、混雑した場所等への外出の半減を呼びかけることや、大規模商業施設に対して、特措法第45条第2項に基づき「入場者の整理等」を要請することとなっております。
- この決定を受け、本日の本部会議において具体的な要請内容等を決定し、速やかに県民、事業者の皆様にご協力をお願いすることといたしたいと思います。
- 県民、事業者の皆様におかれましては、これまでも大変な御苦勞、

御協力をいただいております、大変心苦しい限りではありますが、今、この埼玉県における新規陽性者を食い止め、命の危機にしっかりと対峙をし、新型コロナウイルス感染症を抑制していかなければなりません。

- 皆様の愛する人、御家族を守るためにも、改めての御協力をよろしくお願いいたします。